

令和 6 年度 岐阜県介護保険指定事業所 集団指導

R6介護報酬改定事項への対応等について



令和 7 年 1 月
岐阜県健康福祉部高齢福祉課

目次

1. R 6介護報酬改定事項への対応について

- ① 介護職員等処遇改善加算（新加算）への完全移行
- ② 医療機関との連携に関する届け出
- ③ 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携
- ④ 指定訪問介護事業所における同一建物減算
- ⑤ 通所系サービスにおける事業所規模算定確認
- ⑥ 透析が必要な者に対する送迎の評価（特別通院送迎加算）の新設

2. R 6介護報酬改定における経過措置への対応について

3. 介護サービス事業者経営情報の報告について

4. 介護サービス情報の公表について

5. 電子申請・届出システムについて



1. R6介護報酬改定事項への対応について



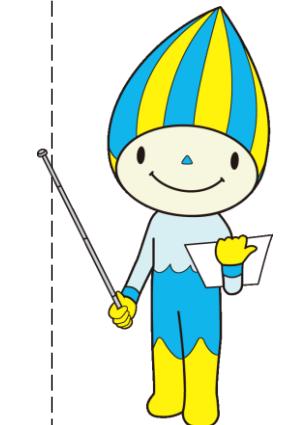
① 介護職員等処遇改善加算（新加算）への完全移行

- ✓ 令和6年6月に旧3加算から新加算（介護職員等処遇改善加算）に一本化され、要件の再編・統合や加算率の引上げが行われました。
- ✓ 令和6年度中は、激変緩和措置として、新加算Ⅴ（1）～（14）が設けられる等の経過措置が講じられていますが、令和7年度から新加算が完全施行されます。

（注）R6.12.23開催の社会保障審議会介護給付費分科会において、要件の弾力化が審議されており、詳細は、国の改正を踏まえ改めて通知します。（P7参照）

Point／

- ・ 経過措置区分である**新加算Ⅴの事業所**は、新加算Ⅰ～Ⅳに移行する場合の要件を確認してください。（P5の早見表③）
- ・ **新加算Ⅰ～Ⅳの事業所**は、月額賃金改善要件、キャリアパス要件、職場環境等要件のうち、令和7年度から適用となる要件（早見表の○印）や令和6年度内の対応が必要な要件（早見表の△）への対応の必要性について確認してください。
- ・ 詳細は、厚生労働省ホームページの動画・資料（P6のQRコード）を確認して下さい。



旧3加算の算定状況に応じた新加算Ⅰ～Ⅳの算定要件（早見表）

(表の見方) 旧3加算の算定状況のうち当てはまる行を見つけ(①)、令和6年度中に算定可能な経過措置区分(新加算Ⅴ)(②)と、新加算Ⅰ～Ⅳに移行する場合の要件一覧(③)を確認する。

※加算率は訪問介護の例。

旧3加算の算定状況				新加算Ⅴ		新加算Ⅰ～Ⅳに移行する場合の要件一覧												
取得パターン				合計の加算率	算定可能な経過措置区分 (新加算Ⅴ) ②	加算率 (加算率が下がらない区分であり、移行先の候補となるもの) ③	加算率	月額賃金改善要件		キャリアパス要件					職場環境等要件			
処遇改善加算	特定加算	ペア加算						I	II	I	II	III	IV	V				
①	②	I	有	22.4%	—	—	新加算Ⅰ	24.5%	○	—	○	○	○	○	○	—	○	○
1			なし	20.0%	新加算Ⅴ(1)	22.1%	新加算Ⅰ	24.5%	○	□	○	○	○	○	○	—	○	○
2			有	20.3%	—	—	新加算Ⅱ	22.4%	○	—	○	○	○	○	—	—	○	○
3			なし	17.9%	新加算Ⅴ(3)	20.0%	新加算Ⅱ	22.4%	○	□	○	○	○	○	—	—	○	○
4			有	16.1%	—	—	新加算Ⅲ	18.2%	○	—	○	○	○	—	—	○	—	—
5			なし	13.7%	新加算Ⅴ(8)	15.8%	新加算Ⅲ	18.2%	○	□	○	○	○	—	—	○	—	—
6	II	I	有	18.7%	新加算Ⅴ(2)	20.8%	新加算Ⅰ	24.5%	○	—	○	○	△	○	○	—	○	○
7			なし	16.3%	新加算Ⅴ(5)	18.4%	新加算Ⅰ	24.5%	○	□	○	○	△	○	○	—	○	○
8			有	16.6%	新加算Ⅴ(4)	18.7%	新加算Ⅱ	22.4%	○	—	○	○	△	○	—	—	○	○
9			なし	14.2%	新加算Ⅴ(6)	16.3%	新加算Ⅱ	22.4%	○	□	○	○	△	○	—	—	○	○
10		II	有	12.4%	—	—	新加算Ⅳ	14.5%	○	—	○	○	—	—	—	○	—	—
11			なし	10.0%	新加算Ⅴ(11)	12.1%	新加算Ⅳ	14.5%	○	□	○	○	—	—	—	○	—	—
12	III	I	有	14.2%	新加算Ⅴ(7)	16.3%	新加算Ⅰ	24.5%	○	—	△	△	△	○	○	—	○	○
13			なし	11.8%	新加算Ⅴ(10)	13.9%	新加算Ⅰ	24.5%	○	□	△	△	△	○	○	—	○	○
14		II	有	12.1%	新加算Ⅴ(9)	14.2%	新加算Ⅱ	22.4%	○	—	△	△	△	○	—	—	○	○
15			なし	9.7%	新加算Ⅴ(12)	11.8%	新加算Ⅱ	22.4%	○	□	△	△	△	○	—	—	○	○
16		III	有	7.9%	新加算Ⅴ(13)	10.0%	新加算Ⅳ	14.5%	○	—	△	△	—	—	—	○	—	—
17			なし	5.5%	新加算Ⅴ(14)	7.6%	新加算Ⅳ	14.5%	○	□	△	△	—	—	—	○	—	—
18																		

青字(○・□・△)は、事業所にとって、新規に満たすことが必要な要件。そのうち、○は、令和7年度から適用になる要件。□は、初めて新加算ⅠからⅣまでのいずれかを算定する事業年度に適用になる要件。△は、「令和6年度内の対応の誓約」により令和6年度当初から満たしたこととして差し支えない要件。

新加算を算定するためには…以下の3種類の要件を満たすことが必要です

1 キャリアパス要件

I～Ⅲは根拠規程を書面で整備の上、全ての介護職員に周知が必要

R6年度中は年度内の対応の誓約で可 新加算 I～IV

キャリアパス要件Ⅰ（任用要件・賃金体系）

- 介護職員について、職位、職責、職務内容等に応じた任用等の要件を定め、それらに応じた賃金体系を整備する。

R6年度中は年度内の対応の誓約で可 I～IV

キャリアパス要件Ⅱ（研修の実施等）

- 介護職員の資質向上の目標や以下のいずれかに関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保する。

- a 研修機会の提供又は技術指導等の実施、介護職員の能力評価
- b 資格取得のための支援（勤務シフトの調整、休暇の付与、費用の援助等）

R6年度中は年度内の対応の誓約で可 I～III

キャリアパス要件Ⅲ（昇給の仕組み）

- 介護職員について以下のいずれかの仕組みを整備する。
 - a 経験に応じて昇給する仕組み
 - b 資格等に応じて昇給する仕組み
 - c 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み

R6年度中は月額8万円の改善でも可 I・II

キャリアパス要件Ⅳ（改善後の賃金額）

- 経験・技能のある介護職員のうち1人以上は、賃金改善後の賃金額が年額440万円以上であること。

小規模事業所等で加算額全体が少額である場合などは、適用が免除されます。

I

キャリアパス要件Ⅴ（介護福祉士等の配置）

- サービス類型ごとに一定割合以上の介護福祉士等を配置していること。

2 月額賃金改善要件

R7年度から適用 I～IV

月額賃金改善要件Ⅰ

- 新加算Ⅳ相当の加算額の2分の1以上を、月給（基本給又は決まって毎月支払われる手当）の改善に充てる。

現在、加算による賃金改善の多くを一時金で行っている場合は、一時金の一部を基本給・毎月の手当に付け替える対応が必要になる場合があります。（賃金総額は一定のままで可）

現行ペア加算未算定の場合のみ適用 I～IV

月額賃金改善要件Ⅱ

- 前年度と比較して、現行のベースアップ等加算相当の加算額の3分の2以上の新たな基本給等の改善（月給の引上げ）を行う。

新加算Ⅰ～Ⅳへの移行に伴い、現行ペア加算相当が新たに増える場合、新たに増えた加算額の3分の2以上、基本給・毎月の手当の新たな引上げを行う必要があります。

3 職場環境等要件

R6年度中は区分ごと1以上、取組の具体的な内容の公表は不要

I・II

- 6の区分ごとにそれぞれ2つ以上（生産性向上は3つ以上、うち一部は必須）取り組む。情報公表システム等で実施した取組の内容について具体的に公表する。

R6年度中は全体で1以上

III・IV

- 6の区分ごとにそれぞれ1つ以上（生産性向上は2つ以上）取り組む。

お問い合わせ先
(加算の一本化)

厚生労働省相談窓口
電話番号：050-3733-0222
受付時間：9:00～18:00（土日含む）

計画書の様式や
各種の参考資料は
厚労省HPに掲載
(順次更新) ⇒



処遇改善加算の更なる取得促進に向けた方策

	未取得	加算IV	加算III	加算II	加算I
	・賃金体系等の整備及び研修の実施等				
	・加算IV相当額の2分の1 (=4.5%)以上を月額賃金で配分				
職場環境の改善	①	○	○	①	○
昇給の仕組み		②	○	○	○
改善後賃金年額440万円			③	○	○
経験・技能のある介護職員					○

①：令和7年度から新たに適用される「職場環境等要件（職場環境改善）」への対応。

※ ○：6区分からそれぞれ1つ以上、◎：6区分からそれぞれ2つ以上の取組を行う。

→ 令和7年度中に要件整備を行う誓約をすることで、職場環境等要件を満たしたものとする。(通知改正)

さらに、「介護人材確保・職場環境改善等事業」を申請している事業所においては、職場環境等要件を満たしたものとする。
(通知改正)

②：「昇給の仕組み」への対応

→ 令和6年度は誓約により満たすこととしている「資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備」の要件について、経過措置の延長により、令和7年度においても誓約により満たしたものとする。(通知改正)

※「賃金体系等の整備及び研修の実施等」も同様の扱いとする。

③：「改善後賃金年額440万円」への対応

※「経験及び技能を有する介護職員と認められる者の中一人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上」とする。

→ 現行規定において「加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合」は当該要件の適用除外となっている点について、当該規定の周知や明確化を行う。(通知改正、QAの発出)



加えて、申請の事務負担への対応として、以下の措置を講じる。

- ・要件を満たしているどうかの確認を可能な限りチェックリスト方式とするなど申請様式の簡素化。
- ・①処遇改善加算、②介護人材確保・職場環境改善等事業及び③生産性向上推進体制加算IIの申請様式を一体化。
- ・さらに、訪問介護事業所については、①、②及び「訪問介護等サービス提供体制確保支援事業」の申請様式を一体化。

※ 要件弾力化は2月の申請受付から適用。

② 協力医療機関との連携に関する届け出

【対象：特定施設入居者生活介護★、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院】

※県所管のサービスのみを記載、★は予防を含む（以下、同じ）

- ✓ 協力医療機関と実効性のある連携体制を確保する観点から、年に1回以上、協力医療機関と入所者（利用者）の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称や当該医療機関との取り決め内容等を県へ届け出ることが義務付けされました。
- ✓ また、介護老人福祉施設は、配置医師及び協力医療機関の協力を得て、医師と医療機関の連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めるとともに、1年に1回以上見直しを行い、必要に応じて変更を行わなければなりません。

Point

1年に1回以上確認を行い、県へ「協力医療機関に関する届出書」により届け出してください。（毎年12月末までの提出にご協力願います。）
なお、提出様式等については、県ホームページをご確認ください。



③ 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

【対象：特定施設入居者生活介護★、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院】

- ✓ 新興感染症（※）の発生時等に、診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築しておくため、感染者の診療等を行う協定締結医療機関と連携し、発生時における対応を取り決めるよう努める必要があります。
 - ✓ また、協力医療機関が「第二種協定指定医療機関」である場合は、当該医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければなりません。
- ※ 新興感染症：感染症法に定める新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症を指す。5類に移行した新型コロナ感染症を含め、現在該当する感染症はありません。

Point

- ・県が指定した「第二種協定指定医療機関」及びこのうち高齢者施設への対応を行う旨を協定で規定している医療機関のリストを県ホームページにて公表していますので、ご活用願います。

④ 指定訪問介護事業所における同一建物減算 【対象：訪問介護】

- 同一建物減算について、利用者のうち、一定割合以上が同一建物等に居住する者への提供である場合に、報酬の適正化を行う新たな区分が設けられました。（12%減算の新設）

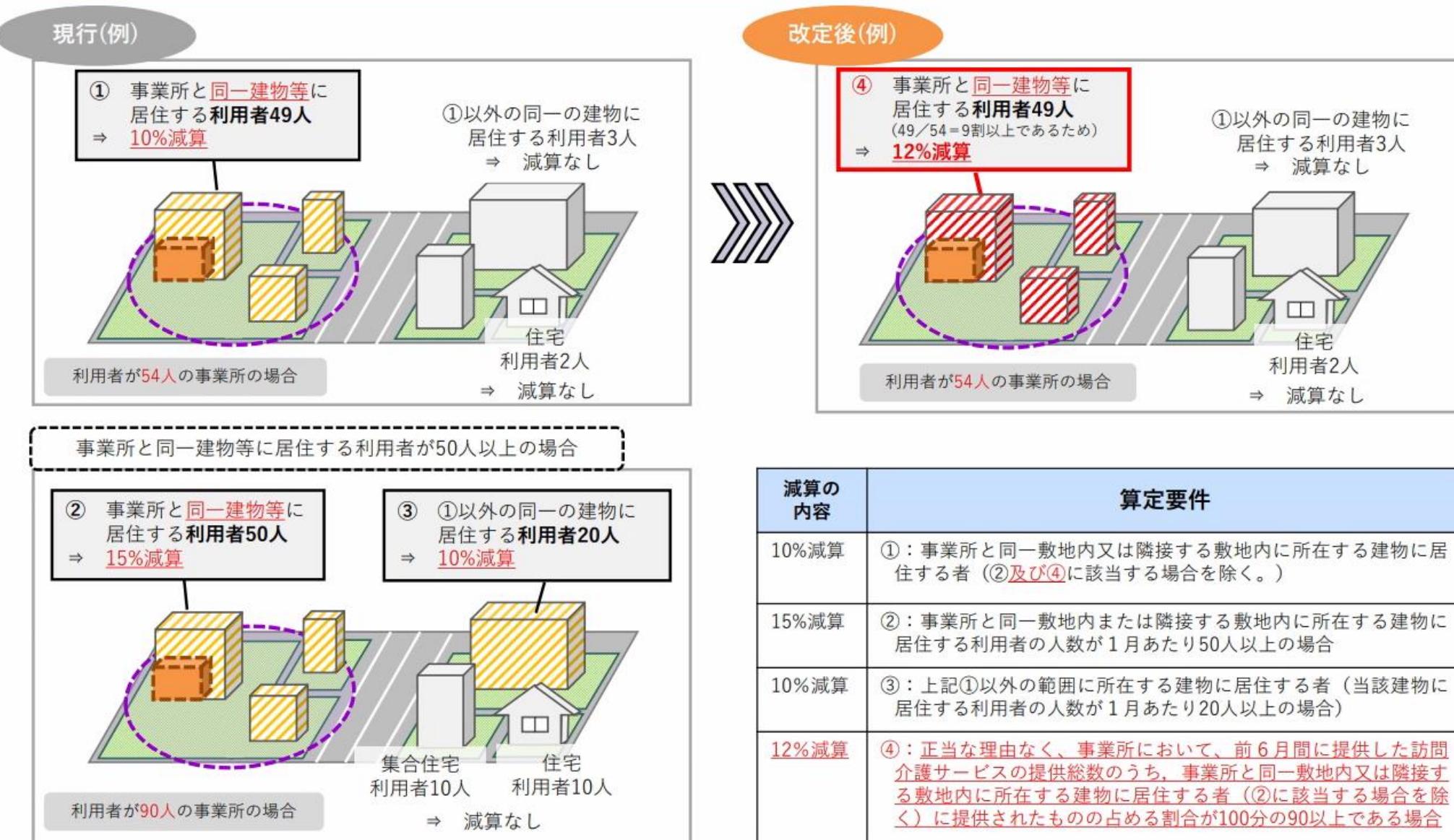
Point

- 毎年度2回、「訪問介護における同一建物減算に係る計算書」を用いて判定を行うとともに、減算の対象となる場合には体制届を提出してください。（該当の有無に関わらず、計算書は2年間保存）

	前期	後期
判定期間	3／1～8／31	9／1～2月末
減算適用期間	10／1～3／31	4／1～9／30
体制届の提出期限	9／15	3／15

R7.3月に後期の判定を行ってください。

4. (1) ① 訪問介護における同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬の見直し②



脚注：



訪問介護事業所



改定後に減算となるもの



現行の減算となるもの



減算とならないもの

⑤ 通所系サービスにおける事業所規模算定確認

【対象：通所介護、通所リハビリテーション】

- ✓ 通所介護及び通所リハビリテーションは、前年度の1月あたりの平均利用延人員数により、翌年度の報酬算定における事業所規模区分が決定されます。
- ✓ R 6. 6月から通所リハビリテーションの事業所規模別の基本報酬が3段階から2段階に変更されています。大規模型のうち要件を満たす事業所は、通常規模型と同等の評価（大規模型（特例））となります。

Point

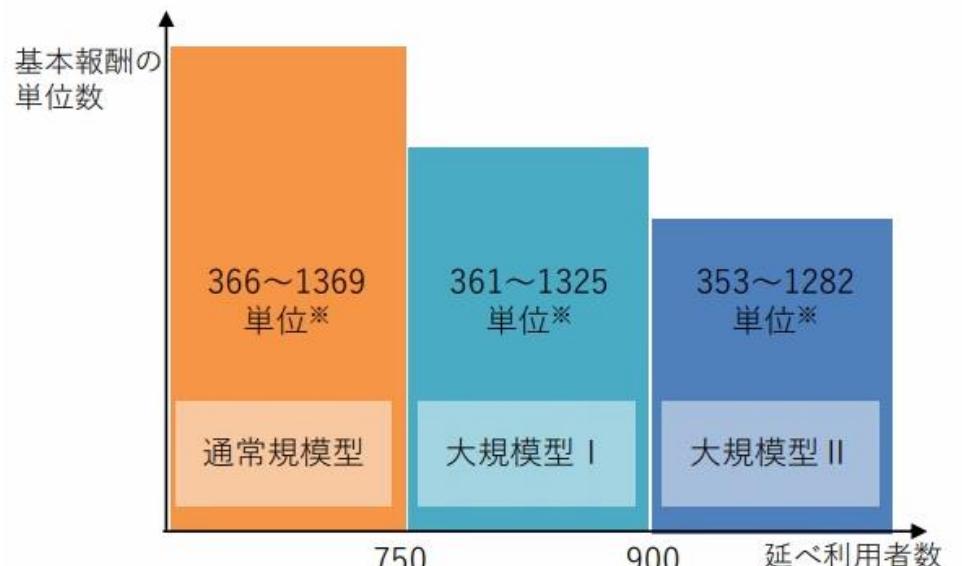
- ・4月から2月までの実績に基づき、「事業所規模区分算定確認表」により確認を行い、区分の変更が生じる場合は、「体制届」を提出してください。※ 大規模型に該当するにもかかわらず、誤って通常規模型として報酬を算定し、返還が生じるケースが発生していますので注意してください。
- ・通所リハの大規模型（特例）に該当するかについては、「通所リハ大規模型（特例）計算シート」を使用し確認することができます。詳細は県ホームページを確認してください。

2. (1) ⑪ 通所リハビリテーションの事業所規模別基本報酬の見直し②

算定要件等

- 通常規模型、大規模型(I)、大規模型(II)の3段階になっている事業所規模別的基本報酬を、通常規模型、大規模型の2段階に変更する。
- 大規模型事業所のうち、以下の要件を全て満たす事業所については、通常規模型と同等の評価を行う。
 - ・ リハビリテーションマネジメント加算の算定率が、利用者全体の80%以上であること。
 - ・ 利用者に対するリハビリテーション専門職の配置が10：1以上であること。

現行



改定後

- ✓ リハビリテーションマネジメント加算を算定している利用者が80%以上
- ✓ リハビリテーション専門職の配置が10：1以上



* 利用時間、要介護度毎に設定

⑥ 透析が必要な者に対する送迎の評価（特別通院送迎加算）の新設

【対象：介護老人福祉施設】

- ✓ 透析が必要な者の受入れに係る負担を軽減するため、定期的かつ透析を必要とする入所者であって家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事由がある者について、施設職員が月12回以上の送迎を行った場合を評価する加算（特別通院送迎加算 594単位／月）が新設されました。
- ✓ 各施設においては、当該加算や療養食加算等も活用しつつ、要介護透析患者の受け入れ促進にご協力いただきますよう、お願いします。

Point

「特別通院送迎加算」の算定に関して、体制届の提出は不要です。

加算の要件を満たしている施設は、請求漏れがないように留意してください。



2. R6介護報酬改定における経過措置 への対応について



令和6年度介護報酬改定における経過措置への対応

- ✓ R 6年度改定事項の一部については、経過措置期間が設けられており、期間終了までに必要な対応を行う必要があります。
(主な経過措置の概要については、P17・18を参照)
- ✓ 介護保険施設においては、入所者の病状急変等に備えるため、要件を満たす協力医療機関との連携体制の構築が義務付けられました。
R 8年度までは努力義務ですが、経過措置期限を待たず、可及的速やかに連携体制を構築していただくことが望ましいことから、対応を進めていただきますよう、お願いします。

Point

- ・経過措置期間において、要件を満たす協力医療機関を確保できていない場合は、
「協力医療機関に関する届出書」により、期限内に確保するための計画を届け出してください。



【令和6年度末で経過措置が終了する改定事項】

改定事項	経過措置期間	対象サービス (★:予防含む)	概要	必要な対応 等
重要事項のウェブサイトへの掲載	R7.3.31まで	全サービス ★	運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる「重要事項」について、「書面掲示」に加え、原則、ウェブサイトへの掲載が義務付けられます。	○法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムに掲載・公表 ※1年間に支払いを受けた介護報酬額が100万円以下の場合等、介護サービス情報公表制度の報告義務の対象外の場合は義務付けはありませんが、掲載・公表に努めてください。
身体拘束等の適正化	R7.3.31まで	短期入所系 ★ 多機能系 ★	身体的拘束等の適正化のための措置を講じていない場合の減算(身体拘束廃止未実施減算)について、短期入所系サービス、多機能系サービスは3年間の経過措置が設けられています。	○身体的拘束等の適正化のための措置(①委員会の設置、②指針の整備、③研修の実施)の実施 ※①～③の措置が1つでも講じられていない場合、「身体拘束廃止未実施減算」として、所定単位数の1/100を減算(「減算型」として体制届を提出)
業務継続計画未実施事業所に対する減算	R7.3.31まで	訪問系 ★ 福祉用具貸与 ★ 居宅介護支援 ★	業務継続計画(BCP)が未策定の場合の減算(業務継続計画未実施減算)について、訪問系サービス・福祉用具貸与・居宅介護支援は3年間の経過措置が設けられていますが、義務となっていることを踏まえ、速やかに作成してください。	○感染症及び災害の業務継続計画(BCP)の策定 ※計画未策定の場合、「業務継続計画未実施減算」として、施設・居住系サービスは所定単位数の3/100その他サービスは所定単位数の1/100を減算(「減算型」として体制届を提出)

【令和8年度末で経過措置が終了する改定事項】

改定事項	経過措置期間	対象サービス (★:予防含む)	概要	必要な対応 等
高齢者虐待防止措置未実施事業所に対する減算	R9.3.31まで	福祉用具貸与 ★	高齢者虐待防止のための措置を講じていない場合の減算(高齢者虐待防止措置未実施減算)について、福祉用具貸与は3年間の経過措置が設けられています。	○高齢者虐待防止のための措置(①委員会の設置、②指針の整備、③研修の実施、④担当者の設置)の実施 ※①～④の措置が1つでも講じられていない場合、「高齢者虐待防止措置未実施減算」として、所定単位数の1/100を減算(「減算型」として体制届を提出)
利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置	R9.3.31まで	短期入所系 ★ 居住系 ★ 多機能系 ★ 施設系	業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催することが義務付けられます。	○委員会の設置・開催
協力医療機関との連携	R9.3.31まで	介護老人福祉施設 (地域密着型含む) 介護老人保健施設 介護医療院	入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(③の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。)を定めておかなければならぬ。 ① 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。 ② 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。 ③ 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。	○要件を満たす協力医療機関の確保が図られるよう、医療機関と協議を進め、協定書等を締結(「協力医療機関に関する届出書」(別紙1)を提出)

3. 介護サービス事業者経営情報の報告 について



1.【新設】介護サービス事業者の経営情報データベース

厚生労働省では、介護サービス事業者の毎年度の経営状況を把握し、事業者を取りまく様々な課題に対する的確な支援策を検討するため、新たに、介護サービス事業者の経営情報のデータベースを整備し、令和7(2025)年1月から運用を開始します。

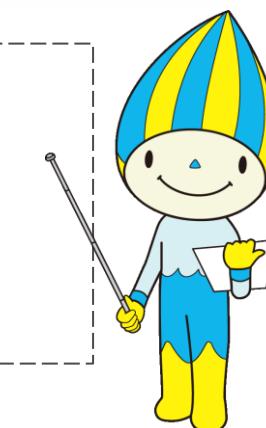
介護サービス事業者の皆さんには、**以下の経営情報の報告をお願いします。**

主な報告事項	報告手段
・収益・費用の内容 ・職員の職種別人員数 ・職種別給与(※任意での報告事項) など	介護サービス事業者経営情報データベースシステム (経営情報DB) ※新システム
	報告期限
	毎会計年度終了後、3か月以内 ※初年度は、 令和7年3月まで

Point

経営情報DBシステムによる報告にあたっては、**GビズIDの取得**が必須となります。

システムの操作方法、GビズIDの取得方法等の詳細については、県ホームページをご確認ください。



4. 介護サービス情報の公表について



2.【見直し】介護サービス情報公表制度の見直し

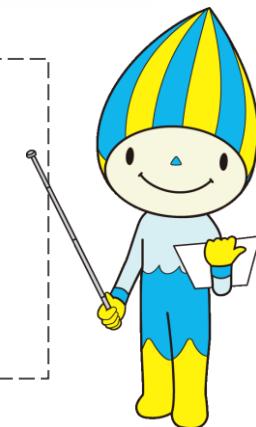
介護サービス情報公表制度は、利用者の介護サービス事業者の選択に役立つよう、事業者に介護サービス情報の報告を求めるものです。

今回の見直しにより、介護経営の健全性等の情報を提供するため、介護サービス事業者の皆さまには、**財務状況の分かる書類の報告**をお願いします。

新たな報告事項	報告手段
<ul style="list-style-type: none">・財務状況の分かる書類 (貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書など)・職員の一人あたりの賃金 (※任意での報告事項)	介護サービス情報公表システム ※既存システム
	報告期限 毎年度 (提出期限は都道府県ごとに異なります)

Point

R6年度の報告については、国システムの改修に伴い、11月から圏域ごとに開始しております。対象となる事業者には、県指定情報公表センター（県社会福祉協議会）より順次ご連絡しておりまので、内容をご確認の上、システムにより報告をお願いします。



5. 電子申請・届出システムについて



厚生労働省では、介護サービスに係る指定及び報酬請求（加算届出を含む。）に関連する申請届出について、介護事業者が全ての地方公共団体に対して所要の申請届出を簡易に行なうことができるよう、「電子申請届出システム（以下、本システム）」の運用を開始しました。

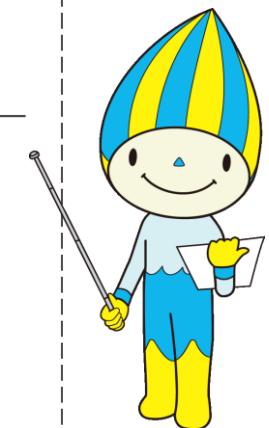
● 介護事業所の文書負担軽減につながります



- ✓ オンライン上の申請届出により、**郵送や持参等の手間が削減されます**
- ✓ 複数の申請届出を本システム上で行なうことができます
- ✓ 一つの電子ファイルを複数の申請届出で活用でき、**書類の作成負担が大きく軽減されます**
- ✓ **申請届出の状況をオンライン上でご確認いただけます**
- ✓ 上記、削減できた手間・時間を、**サービスの質の向上にご活用いただけます**

Point

- 岐阜県に対して提出する申請等については、令和7年2月1日から「電子申請・届出システム」により受付を開始します。システムの利用には**GビズIDの取得が必須**となります。
- なお、令和8年3月31日までの間は、従来どおり、紙媒体による提出も可能です。
- また、県以外（市町村等）に対する申請等も、「電子申請・届出システム」による受付が行われますが、各申請先により受付開始時期が異なります。詳細は各市町村等にご確認ください。



介護保険法施行規則（令和5年3月31日公布）※令和6年4月1日施行

（申請等の手続における電子情報処理組織の使用）

=電子申請・届出システム

第百六十五条の七 次に掲げる申請、申出又は届出（以下この条において「申請等」という。）は、**厚生労働省の使用に係る電子計算機**（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）**と申請等を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法**であって、**当該電気通信回線を通じて情報が送信され、厚生労働省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録**されるもの（やむを得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合にあっては、電子メールの利用その他の適切な方法とする。）により提出しなければならない。

1. 第百十四条第一項若しくは第二項、第百十五条第一項若しくは第三項、第百十六条第一項若しくは第三項、第百十七条第一項若しくは第三項、第百十八条第一項若しくは第三項、第百十九条第一項若しくは第二項、第百二十条第一項若しくは第三項、第百二十二条第一項若しくは第三項、第百二十三条第一項若しくは第三項、第百二十四条第一項若しくは第三項、第百二十五条第一項若しくは第三項、第百二十六条の十三第一項、第百三十一条の二の二第一項若しくは第二項、第百三十一条の三第一項若しくは第二項、第百三十一条の三の二第一項若しくは第三項、第百三十一条の四第一項若しくは第三項、第百三十一条の五第一項若しくは第三項、第百三十一条の六第一項若しくは第三項、第百三十一条の七第一項若しくは第二項、第百三十一条の八第一項若しくは第二項、第百三十一条の八の二第一項若しくは第二項、第百三十一条の十六第一項、第百三十一条の十七第一項、第百三十一条の十八第一項、第百三十二条第一項若しくは第二項、第百三十四条第一項若しくは第二項、第百三十六条第一項、第三項、第四項、第六項若しくは第七項、第百三十八条第一項、第三項、第四項、第六項若しくは第七項、第百四十条の四第一項若しくは第三項、第百四十条の五第一項若しくは第三項、第百四十条の六第一項若しくは第三項、第百四十条の七第一項若しくは第三項、第百四十条の九第一項若しくは第三項、第百四十条の十第一項若しくは第三項、第百四十条の十一第一項若しくは第三項、第百四十条の十二第一項若しくは第三項、第百四十条の十三第一項若しくは第三項、第百四十条の十四第一項若しくは第三項、第百四十条の二十四第一項若しくは第三項、第百四十条の二十五第一項若しくは第三項、第百四十条の二十六第一項若しくは第三項、第百四十条の三十二第一項若しくは第三項又は第百四十条の六十三の五第一項若しくは第二項の規定による申請
2. 第百二十九条第一項、第百三十条第一項、第百三十条の五第一項、第百三十一条の十一の九第一項、第百四十条の十七の六第一項、第百四十条の二十第一項、第百四十条の二十一第一項又は第百四十条の二十八の二第一項の規定による申出

【指定申請・更新申請】

3. 第百三十一条第一項、第三項若しくは第四項、第百三十一条の十一の十第一項（同条第二項ただし書の規定の適用を受ける場合を除く。）、第百三十一条の十三第一項、第三項若しくは第四項、第百三十一条の十三の二第一項、第百三十三条第一項から第三項まで、第百三十五条第一項若しくは第二項、第百三十七条第一項から第三項まで、第百四十条の二の二第一項から第三項まで、第百四十条の二十二第一項、第三項若しくは第四項、第百四十条の二十八の三第一項（同条第二項ただし書の規定の適用を受ける場合を除く。）、第百四十条の三十第一項、第三項若しくは第四項、第百四十条の三十五第一項若しくは第二項、第百四十条の三十七第一項から第三項まで又は第百四十条の六十二の三第二項第四号から第六号までの規定による届出

特例に係る別段の申出

【変更届等】

詳細については、以下のホームページをご確認願います。

項目	ホームページ	
1 ① 介護職員等処遇改善加算	厚労省 県	https://www.mhlw.go.jp/shogu-kaizen/index.html https://www.pref.gifu.lg.jp/page/25109.html
1 ② 協力医療機関との連携 (協力医療機関に関する届出書)	県	https://www.pref.gifu.lg.jp/page/407757.html
1 ③ 新興感染症発生時等の対応を行う 医療機関との連携 (第二種協定指定医療機関のリスト)	県	https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/422135.pdf https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/422136.pdf
1 ④ 指定訪問介護事業所における 同一建物減算 (12%減算)	県	https://www.pref.gifu.lg.jp/page/392602.html
1 ⑤ 通所系サービスにおける事業所規模 算定確認	県	https://www.pref.gifu.lg.jp/page/7949.html
3 介護サービス事業者経営情報の報告	厚労省 県	https://www.mhlw.go.jp/stf/tyousa-bunseki.html https://www.pref.gifu.lg.jp/page/397540.html
4 介護サービス情報の公表	厚労省 県	https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-kouhyou.html https://www.pref.gifu.lg.jp/page/1690.html
5 電子申請・届出システム	厚労省 県	https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html https://www.pref.gifu.lg.jp/page/5802.html